

平成30年（措）第12号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿四丁目32番22号

株式会社フジタ

同代表者 代表取締役 奥村 洋治

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社フジタ（以下「フジタ」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
  - (1) 別紙1記載の工事について、農林水産省東北農政局（以下「東北農政局」という。）を退職した後にフジタの東北支店（以下「フジタ東北支店」という。）に再就職した従業員（以下「フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員」という。）から、評価者であり、かつ、工事技術評価委員会に出席する立場にあった東北農政局土地改良技術事務所の職員（以下「東北農政局の評価担当者」という。）に対して、技術提案書の提出期限前に、技術提案書の添削又は技術提案についての助言（以下「添削等」という。）を依頼し、フジタ東北支店において当該添削等を踏まえて技術提案書を作成して東北農政局に提出し、また、フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から、東北農政局の評価担当者に対して、入札書の提出期限前に、自社及び自社以外の別紙1記載の工事に入札参加を申請した事業者（以下「入札参加申請者」という。）の技術評価点及び順位を問い合わせ、これら

に関する情報について教示を受け、フジタ東北支店において入札していた行為を、既に行っていないことを確認すること。

(2) 今後、農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事（以下「東北農政局が発注する土木一式工事」という。）について、前記(1)の行為と同様の行為を行わないこと。

2 フジタは、前項に基づいて採った措置を、東北農政局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 フジタは、今後、東北農政局が発注する土木一式工事について、第1項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

4 フジタは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹底

(2) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、東北農政局が発注する土木一式工事の入札に関与する者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

(3) 独占禁止法違反行為に関与した従業員に対する処分に関する規程の改定

5 フジタは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

(1) 名宛人の概要

フジタは、肩書地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、土木一式工事を請け負う者である。

フジタにおいては、フジタ東北支店が、別紙1記載の工事の一般競争入札（以下「本件入札」という。）に参加していた。

(2) 別紙1記載の工事の発注方法等

ア(ア)a 農林水産省は、東北農政局において、別紙1記載の工事について、WTO案件として、施工体制確認型総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注していた。

b 農林水産省は、東北農政局において、別紙1記載の工事を発注するに当たり、入札公告等において、所定の競争参加資格条件を付して入札の参加希望者を募り、競争参加資格確認申請を行わせた上で、競争参加資格条件を満たす者を入札参加者としていた。

(イ) 農林水産省は、東北農政局において、別紙1記載の工事を発注するに当たり、入札参加申請者に対して、競争参加資格確認申請書と併せて、技術提案書の提出を求めている。

イ(ア)a 農林水産省は、東北農政局において、別紙1記載の工事について、施工体制確認型総合評価落札方式のうち、標準A-II型を適用した。

b 農林水産省は、東北農政局において、別紙1記載の工事について、入札参加者の標準点、施工体制評価点、加算点及び入札価格により落札者を決定することとしていたところ、いずれの工事も標準点及び施工体制評価点については入札参加者の間で点数に差が生じなかったため、入札参加者の加算点及び入札価格によって落札者を決定していた。

(イ)a 農林水産省は、東北農政局において、別紙1記載の工事について、評価者3名が技術提案を評価した後、工事技術評価委員会において、評価者3名が評価した内容を検討した上で評価内容及び技術評価点を決定し、さらに、技術審査会において工事技術評価委員会での評価内容及び技術評価点を審議し、最終的な技術評価点を決定していた。その際、技術審査会は、別紙1記載の工事について、工事技術評価委員会が決定した技術評価点をそのまま追認していた。

b 農林水産省は、東北農政局において、入札参加者の技術評価点を当

該工事の入札執行後に公表していた。

(3) WTO案件として発注する土木一式工事の件数の増加等

ア(ア) 平成26年11月に、土地改良工事を行う建設業者を会員とする一般社団法人土地改良建設協会と東北農政局との意見交換会が開催され、フジタ東北支店を含む建設業者が出席した。当該意見交換会において、東北農政局は、出席者から、土木一式工事を大型化して発注するよう要請を受けた。

(イ) 農林水産省は、東北農政局において、平成27年度から、WTO案件として発注する土木一式工事の件数を、平成26年度以前よりも増加させた。

イ フジタは、フジタ東北支店において、別紙1記載の工事について、別紙1記載の番号4の工事を除き、その受注を目指すこととしていた。

2 競争者に対する取引の妨害行為等

(1) フジタは、平成24年4月1日以降、農林水産省が東北農政局において施工体制確認型総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注する土木一式工事について、フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から、東北農政局の評価担当者に対して、技術提案書の提出期限前に、技術提案の内容について添削等を依頼し、添削等を受けることがあった。

(2) フジタは、別紙1記載の工事について

ア フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から、東北農政局の評価担当者に対して、技術提案書の提出期限前に、技術提案書の添削等を依頼し、フジタ東北支店において当該添削等を踏まえて技術提案書を作成して東北農政局に提出し

イ フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から、東北農政局の評価担当者に対して、入札書の提出期限前に、入札参加申請者の技術評価点及び順位を問い合わせ、これらに関する情報について教示を受けフジタ東北支店において入札していた。

(3)ア 東北農政局の評価担当者は、別紙1記載の工事におけるフジタ東北支店の全ての技術提案について最高の評価を付与して別紙1記載の工事に係る工事技術評価委員会に出席した。

イ フジタ東北支店は、前記(2)の行為により本件入札に係る取引を妨げ、別紙1記載の工事の技術評価点において全て1位となり、別紙1記載の工事

のうち番号2及び番号3の工事並びに番号4及び番号5の工事はそれぞれ一括審査方式で発注されていたところ、別紙1記載の工事のうち番号2及び番号5の工事を落札し受注した。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した別紙1記載の工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していたものであって、この行為は、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第14項に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、フジタは、独占禁止法第20条第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、フジタに対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年6月14日

### 公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙 1

農林水産省が東北農政局において発注した下表記載の土木一式工事

入札経過等

番号及び工事名	1 仙台東災害復旧関連区画整理事業 高砂換地区区画整理 第一期建設工事	
工事概要	W T O 案件 施工体制確認型総合評価落札方式（標準 A - II 型）	
入札公告日	平成 2 7 年 7 月 6 日	
競争参加資格確認申請書（技術提案書を含む。）提出期間	平成 2 7 年 7 月 7 日から同年 8 月 3 日まで	
入札書受領期限	電子入札システム 紙入札方式（持参）	平成 2 7 年 9 月 1 0 日午前 9 時 3 0 分
	紙入札方式（郵送）	平成 2 7 年 9 月 9 日午後 4 時
開札日時	平成 2 7 年 9 月 1 0 日午前 1 0 時 3 0 分	
契約日	平成 2 7 年 9 月 1 8 日	

入札経過等

番号及び工事名	2 仙台東災害復旧関連区画整理事業 七郷換地区区画整理 第一期建設工事 3 仙台東災害復旧関連区画整理事業 六郷換地区区画整理 第一期（その 1）建設工事	
工事概要	W T O 案件 施工体制確認型総合評価落札方式（標準 A - II 型） 一括審査方式	
入札公告日	平成 2 7 年 7 月 2 8 日	
競争参加資格確認申請書（技術提案書を含む。）提出期間	平成 2 7 年 7 月 2 9 日から同年 8 月 2 5 日まで	

入札書受領期限	電子入札システム 紙入札方式（持参）	平成27年9月29日午前9時30分
	紙入札方式（郵送）	平成27年9月28日午後4時
開札日時	番号2 平成27年9月29日午前10時30分 番号3 平成27年9月29日午後2時30分	
契約日	番号2 平成27年10月7日 番号3 平成27年10月7日	

#### 入札経過等

番号及び工事名	4 仙台東災害復旧関連区画整理事業 六郷3-2ブロック 区画整理（その1）工事 5 仙台東災害復旧関連区画整理事業 六郷3-1ブロック 区画整理（その1）工事	
工事概要	WTO案件 施工体制確認型総合評価落札方式（標準A-II型） 一括審査方式	
入札公告日	平成28年1月20日	
競争参加資格確認申請書（技術提案書を含む。）提出期間	平成28年1月21日から同年2月15日まで	
入札書受領期限	電子入札システム 紙入札方式（持参）	平成28年3月16日午前9時30分
	紙入札方式（郵送）	平成28年3月15日午後4時
開札日時	番号4 平成28年3月16日午前10時30分 番号5 平成28年3月17日午前10時30分	
契約日	番号4 平成28年3月23日 番号5 平成28年3月24日	

別紙 2

番号	用語	定義
1	W T O 案件	「政府調達に関する協定」及び「政府調達に関する協定を改正する議定書」の適用を受けて調達手続を実施するものをいい、平成 2 6 年度又は平成 2 7 年度に東北農政局が発注する土木一式工事にあつては、当該物件の入札公告前の決裁時の予定価格相当額（消費税相当額込み。）が 6 億円以上であるもの
2	施工体制確認型総合評価落札方式	入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式のうち、発注者が品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査する方式
3	標準 A - II 型	農林水産省が東北農政局において実施する施工体制確認型総合評価落札方式のうち、品質向上に関する技術提案書（後記番号 5 の技術提案書をいう。）の提出を求め、入札価格と技術提案（後記番号 9 の技術提案をいう。以下同じ。）を総合的に評価するもので、標準点（後記番号 1 2 の標準点をいう。）、施工体制評価点（後記番号 1 3 の施工体制評価点をいう。）及び加算点（後記番号 1 4 の加算点をいう。）を合計した数値を入札価格により除して算出した評価値が最も高い者を落札者と決定する方式
4	競争参加資格確認申請書	入札参加申請者が、入札公告された工事の競争参加資格を有することを証明するために提出する申請書及び資料
5	技術提案書	技術提案を記載した書面
6	一括審査方式	技術提案等を共通化できる複数の工事を一括して公告し、技術提案等を一括して審査を実施する方式。また、入札参加申請者が、当該複数の工事に入札参加し、先に開札された工事の落札者となった場合、後に開札された工事の入札が無効として取り扱われるもの
7	評価者	東北農政局が定めた、技術提案を評価する立場にある者

番号	用語	定義
8	工事技術評価委員会	東北農政局が設置した総合評価落札方式による工事の技術提案の評価を行う機関
9	技術提案	入札説明書において求められた課題に対し、入札参加申請者が行う提案
10	技術評価点	技術提案の内容に応じ、評価者が付与した点数の合計点
11	順位	入札参加申請者の技術評価点に基づく順位
12	標準点	入札説明書において定める競争参加資格条件を満たしている者に付与される点数
13	施工体制評価点	技術提案書の内容に応じ、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の評価に基づき付与される点数
14	加算点	入札参加申請者の技術評価点に基づき算出される点数
15	技術審査会	東北農政局が設置した、工事技術評価委員会における総合評価落札方式による工事の技術提案の評価結果の報告を受けて審査する機関